

音楽データ一時預かり転送サービスは著作権侵害、東京地裁

ユーザの音楽データをネット上のサーバで預かり、ユーザが自分の携帯電話にダウンロードできるサービスを提供していたイメージシティが、同サービスが「著作権侵害に当たらない」との確認を求めていた訴訟で、東京地裁は5月25日複製や公衆送信の主体は同社であり、ユーザの私的複製ではないと判断、同社の請求を棄却する判決を下した。(※)

(※)の続き

問題となっていたイメージシティのサービス「MYUTA」は、携帯電話向け音楽データのストレージ・サービスで、会員ユーザに貸与したソフトで携帯電話用に変換した音楽データを、同社のネット上のサーバで預かり、本人が携帯電話にダウンロードしてどこでも聴ける仕組みだった。

このサービスに対し、JASRACが、著作物の利用主体は同社でありJASRACの許諾が必要と申し入れた事から、同社はこのサービスを中止した上で、JASRACの差止請求権が及ばないことの確認を求めて、訴訟を起していた。同社は、複製や送信はユーザ個人が行っているもので、著作権法の私的複製にあたる主張していた。

東京地裁の高部眞規子裁判長は、同サービスでは、ユーザはどの曲を複製するかなど操作関与はするが、ユーザソフトの仕様やストレージ保存条件などすべてイメージシティのシステム設計で決定され、ファイルの複製主体はユーザではなくイメージシティであると判断。

また、所定の登録で誰でもユーザになれるから、イメージシティにとってユーザは不特定多数であり、ファイルの送信は自動公衆送信にあたる判断、ファイルの複製と自動公衆通信をおこなっている行為は、管理著作物の著作権を侵害するとして、同社の請求を棄却する判決を下した。

JASRACは今回の判決について、「ユーザに対し著作物をアップロードさせるシステムを提供するサービスについて、サービス提供者に著作物の利用主体としての責任が及ぶことを明確に示した」と高く評価するコメントを発表している。

【参考】平成18(ワ)10166 著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070528141551.pdf>

ブラジル、特許ライセンス契約なしのエイズ治療コピー薬導入

ブラジルのルラ大統領は5月4日、米製薬大手メルクが特許権を有するエイズ治療薬について、国内のエイズ患者治療のため、ライセンス契約なしで製造されたコピー薬の製造や輸入を可能にする大統領令に署名した。

ブラジルの特許法では、国の緊急事態とみなされる場合には強制実施権の優先が認められており、過去にも、欧米の製薬会社にコピー薬の導入をちらつかせながら医薬品の値下げ交渉をしてきたが、実際に導入したことはなかった。

ブラジルは、エイズ患者に無料で治療薬を提供しており、国連などから高い評価を得ているが、エイズ治療の費用が国家財政を圧迫していたといわれ、メルクに対し、大幅な値下げを求める交渉を行ってきたが決裂したという。

世界貿易機関(WTO)は、発展途上でエイズ患者などが高価な治療薬の投与を受けられずに死亡しているとの批判を受けて、国家の非常事態などの場合に特許権者の許可なくコピー

薬を製造・供給することを認めており、今年1月末には、タイ政府も、欧米の製薬会社のエイズ治療薬や血栓予防薬のコピー薬を認可している。

一方、メルクは、今回のブラジルの決定を批判。「誰もがエイズ治療をというブラジル政府の目標を支援すべく、誠意をもって交渉してきたが、適正価格の提示が受け入れられなかった。」と述べ、「知的財産が強制的に奪われたことは、研究開発企業の活動を妨げ、画期的な新治療が必要な患者に悪影響を及ぼす恐れがある。世界で12番目の経済規模をもつブラジルは、治療費を支払う余地はあるはず」と主張している。

特許庁、特許審査着手見通し時期照会の対象拡大

～出願人・代理人以外の誰でも照会可能に～

特許庁は5月7日、出願人・代理人ごとの審査未着手案件の着手見通し時期を庁ホームページを通じて提供する「特許審査着手見通し時期照会」の拡充を発表した。なお、今回更新提供されるデータは、3月末時点での公開済みの案件で、かつ、4月27日時点での審査未着手案件の着手見通し時期となっている。

従来は、自身の案件、又は、自身が代理している案件のみ照会が可能で、出願人または代理人本人の確認用の識別番号とパスワードの取得が必要であったが、個別案件毎のホームページ上での照会には、これらが不要で誰でも照会できるようになった。また、リストデータのダウンロードには、従来どおり識別番号及びパスワードの取得が必要だが、他者の案件のリストデータをダウンロードすることも可能となった。

特許庁では、年度内に着手見通しの出願については、権利化の必要性等を確認し、必要に応じて早期審査、面接審査、情報提供などの制度の利用検討を勧め、また権利化の必要がなくなった出願には、審査請求料返還制度の利用を勧めるとしている。

【参考】特許審査着手見通し時期照会について
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/search_top.htm

「ジャンプ」「サンデー」の漫画をウィニーで公開、高専生ら逮捕

～ウィニーによる違法行為の刑事摘発は2003年以来2例目～

ACCS(コンピュータソフトウェア著作権協会)の発表によると、京都府警ハイテク犯罪対策室などは5月18日、ファイル交換ソフト「Winny」を通じ、週刊少年漫画誌の漫画をスキャンした画像ファイルを無断でアップロードし送信できる状態にしていた、東京都の少年A(17歳・高専生)、盛岡市のアルバイトの男B(26歳)、大阪市の会社員の男C(29歳)の3人を、

著作権法違反（公衆送信権侵害）の疑いで逮捕した。

Aは、今年2月から4月にかけて、集英社の「週刊少年ジャンプ」の漫画作品をWinnyを通じて無断でアップロードし、著作権（公衆送信権）を侵害した疑いが持たれている。Aは、違法と知りながら続けていたことを認めており「漫画が早く手に入ることを自慢したかった」と供述しているという。Aは、ジャンプ発売日（月曜日）の前週の木曜日に、漫画をアップロードしていた。

BとCも同じころ、小学館の「週刊少年サンデー」の漫画作品をWinnyを使って違法にアップロードした疑いで、Bは「史上最強の弟子ケンイチ」など、Cは「あいころ」などをアップロードした疑いがもたれている。2人も違法性を認識し、「早くアップロードすることで優越感に浸りたかった」、「注目を浴びたかった。たくさんダウンロードをさせてもらっていたので、『お返し』にアップロードをした」などと供述しているという。

キヤノン、SEDテレビ発売を当面見送り 米国訴訟など理由に

キヤノンは5月25日、年内に予定していた次世代薄型ディスプレイ「SED」搭載テレビの発売を、当面見送ることを決定したと発表した。理由としては、米国の訴訟の長期化に加え、さらなるコストダウンを実現する量産技術の確立のためとし、新たな発売時期については、改めて発表するとしている。

キヤノンは当初、東芝と折半出資会社「SED」を設置してSEDテレビを共同開発してきた。これに対し、キヤノンと特許技術契約を結んでいた米ナノ・プロプライアタリー社が異議を唱えて米テキサス州連邦地裁に提訴。キヤノンは、株式を東芝より1株多く保有しているとしてSED社は子会社と主張したが認められず、今年1月にはSED社を完全子会社化した。しかし、地裁は5月4日、キヤノンの対応が遅すぎたとして、ライセンス契約違反で契約は既に終了しているとする判決を下した。

キヤノンは地裁判決を不服として控訴したが、訴訟は長期化するとみられ、製品化に向けた計画を見直さざるをえなくなった。その上、最近の液晶テレビやプラズマテレビの価格下落は著しく、発売時期が遅れるほどコスト競争の面も厳しくなっており、キヤノンの悲願であるディスプレイ分野への参入は不透明になってきた。

インクカートリッジ訴訟、知財高裁も エプソン特許無効として控訴棄却

セイコーエプソンがインクジェットプリンター用インクカートリッジの特許権侵害を理由に、リサイクルインク大手のエコリカに同カートリッジのリサイクル品販売差止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で、知財高裁は5月30日、特許を無効としてエプソンの請求を棄却した一審の東京地裁判決を支持し、控訴を棄却した。

この控訴審判決を受けて、両社はそれぞれコメントを発表した。エプソンは、「判決趣旨は、特許が特許法に定める分割出願の要件を満たしていないと認定し、それに基づき無効であるとするものだが、特許法の誤った法令解釈に基づく不当なものと考えられ、最高裁に上告する方向で検討中」とし、「対応は、他社の権利の尊重と共に、自社権利も尊重して欲しいとの考えに基づくもので、非純正品を否定するものではない」とも述べている。

一方、エコリカは、「単に環境に良いからと、メーカーの特許を無視しても良いと言っている訳ではない」とした上で、「判決は、

リサイクルインク封じ込めのため、特許の権利範囲を不当に拡大しての権利行使に対して、特許自体を無効とすべきと判断したもので、環境保護のため官民あげてリサイクル品の調達の必要性が叫ばれている社会情勢とも合致した極めて妥当な判断」と述べている。

さらに、「判決では、リサイクルと特許権の消尽の問題や、回避できない特許をインクカートリッジの中に埋め込む、リサイクルしにくい形状を採用するなどの、純正品メーカーのリサイクル対策までは争点となっておらず、今回の審理で、これらの争点が環境とのバランスを含めて論議が出来なかった事は、リサイクルメーカーにとって非常に残念」ともコメントしている。

「知的財産推進計画2007」決定 映像ネット配信への法整備など求める

政府の知的財産戦略本部（本部長・安倍首相）は5月31日、第17回の本部会合を開催し「知的財産推進計画2007」を決定した。過去のテレビ映像などのコンテンツの流通やネット配信などを促進するための法整備や契約ルールづくりによる、「世界トップクラスのコンテンツ大国の実現」などを重点課題としてとりあげている。

計画には、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料など重点推進分野別に知的財産の課題や対応策を盛り込んだ戦略を策定することや、抜け穴となっている個人輸入を違法とする法律の整備などの「模倣品・海賊版対策の強化」、米国、韓国、英国との間で実施している「特許審査ハイウェイ」にさらに他国に参加を働きかけるなど「世界特許の実現と審査の迅速化」のめざす取組み、なども盛り込まれている。

【参考】知的財産戦略本部会合(第17回)議事次第
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai17/17gijisidai.html>

特許庁の各種発表など

- (1) 2006年度模倣被害調査報告書 (5/7)
～国内の被害は減少、中国を中心に海外の被害が増加～
【参考】模倣品被害の実態
<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>
- (2) 平成18年度知的財産活動調査報告書 (5/11)
【参考】「平成18年度知的財産活動調査報告書」について
http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/puresu_h18_tizai_katudou.htm
- (3) 平成19年度改正意匠制度運用説明会 (6/12～9/27)
～全国47都道府県で開催、説明会テキスト全文もホームページ公開～
【参考】平成19年度改正意匠制度運用説明会開催について
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/ibento/ibento2/h19_isyouseido.htm
【参考】平成19年度改正意匠制度運用説明会テキスト
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h19_isyouseido2.htm
- (4) 改正意匠法の運用に関するよくあるQ&A公開 (5/25)
【参考】平成18年改正意匠法の運用に関するよくある質問
<http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/yokuar27.htm>

—WEBサイト版 知財情報局のご案内—

紙面版で紹介しきれないニュース記事は、WEB版「知財情報局」でご覧になれます。ぜひご利用ください。WEB版では、ニュースの他に、イベント情報や求人情報、メールマガジン等もご利用になれます。今すぐアクセス！

<月間12万ページ以上に閲覧されている知財情報局は下記URLへ>

WEB版 <http://braina.com>

